

公募公告説明会等に対する質問回答表

件名：「特定苗木の普及促進に向けた生産協定」の実施にかかる公募

番号	質問	回答
1	特定苗木（コンテナ苗）は、閉鎖型特定母樹採種園に限定することなく、野外型ミニチュア特定母樹採種園で採種した種子から育苗したものでも構わないか。	種子については、閉鎖型特定母樹採種園由来と限定しているものではありません。種子について当局で指定しているのは以下2点になります。 ・林業種苗法に基づく配布区域内で採取されたものであること。 ・改正間伐等特措法に基づく特定母樹由来の種子であること。
2	公募予定のブロック数と苗数量が知りたい。	公募公告の2.(1)に記載のとおりです。
3	公募物件の植栽時期に春植栽はないのか。	当局では秋植栽が主流であることもあり、本公募物件では春植栽は設定しておりません。
4	公募公告の2.(3)に記載のスギ特定苗木の規格について、根元径3.5mm上にした理由を参考に教えていただきたい。	公募物件が所在する県毎の山行苗木の規格や、署等で通常使用している苗木の規格を参考に設定しています。
5	R9,R10年度以降の計画があれば教えていただきたい。継続的に同規模で実施の予定はあるか。	今後については、管内府県における特定苗木の生産状況の動向を勘案しつつ、対応を検討していくこととしています。
6	現在は「特定苗木の生産協定」とのことだが、今後少花粉品種など「花粉の少ない苗木」に拡大していく予定はあるか。	「花粉の少ない苗木」のうち、普及や安定的な生産体制の整備が進んでいない「特定苗木」を主眼にしています。
7	協定にあたって、特定苗木の種子を配布していただくことはできないか。	当局からは種子を配布していませんので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。
8	コンテナ苗にも、「Mスター、生分解性、マルチキャビティ」のように種類があるが、それらの種類を混ぜて出荷しても構わないか。	本公募では、一般的なマルチキャビティ育苗のコンテナ苗を想定しています。
9	A県の生産者と協定を締結した場合、B県内に所在する署等で植栽する予定の苗木には、B県内で生産された苗木は使用されないのか。 その場合、B県内の苗木の需給調整をする際に国有林の需要は考えなくてよいか。	本公募公告は「特定苗木」の普及促進及び早期の安定的な生産体制の整備を主眼にしています。公募公告で記載している予定本数は、あくまでも署等で使用する苗木の一部数量となります。それ以外の使用予定本数については通常どおり林業用種苗需給連絡協議会等で報告していますので、引き続き需給調整にご協力いただきますようお願いいたします。
10	公募公告の企画提案課題（8）「予定本数が増加する場合の対応」とあるが、予定本数が増加する可能性はあるのか。予定本数が増加することで他の造林地に植栽する苗木の供給に影響しないのか。	基本的には公募物件で示している予定本数で対応することとしており、他の造林地の植栽に影響しないように慎重に対応してまいります。なお、企画提案書の項目4.は、あくまでも提案者の生産体制を把握する意図であるため、「対応不可」と記載いただいても差し支えありません。

公募公告説明会等に対する質問回答表

件名：「特定苗木の普及促進に向けた生産協定」の実施にかかる公募

番号	質問	回答
11	公募公告の2.(3) 苗木の規格に記載されている「苗齢：2年生以上」の考え方について教えていただきたい。	播種日から出荷日までが満1年以上を経過した苗木のことです。
12	公募公告の審査基準2. 評価項目の予定単価の考え方について教えていただきたい。	予定単価については、各県等における苗木の価格など地域の実態を踏まえつつ検討します。